

新城市自治基本条例（検討会議案）解説文

前文

私たちは、新城市に暮らし、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。この地域には、誇るべき歴史遺産や美しい自然、人間味あふれるつながり、豊かなみのりがあり、私たちはそうしたものを大切に守ってきました。

この魅力ある私たちのまちが、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるためには、市民一人一人を大切に、みんなが当事者となってまちづくりをすすめるなくてはなりません。

私たちは、この地域に対する愛情を育み、市民、議会及び行政が相互理解と信頼のもとにそれぞれの力を発揮する仕組みを構築し、新城市がより魅力あるまちとなるよう、ここに新城市自治基本条例を定めます。

説明

平成17年10月1日、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の新設合併により新城市は誕生しました。市の第1次総合計画では、「市民自治社会の実現」をめざして、「協働」のまちづくりを進めるべきことが明記されています。

また、これからの地方分権時代には、地域やそこに住む住民が、創意工夫を凝らして、自立的な地域運営をしていかなければなりません。こうしたことから、自治体の運営については、地方自治法など既存の法令には定められていない事項についても自治体が独自に姿勢を明確にしていくことが必要になってきます。そのルールブックになるものが、自治基本条例ということになります。

※前文とは、全ての条例に置かれるものではありません。特に、条例を制定することの由来や背景など、条例制定の理念を強調する必要がある場合に置かれるものです。新城市自治基本条例では、制定するに至った思いなどをできるだけわかりやすく表現するために、条例本体の前に前文が置かれています。

第1章 総則

第1章は、この条例の目的、用語の定義、位置づけがされています。これらは条例全体にわたって共通する決まり＝総則となります。

(目的)

第1条 この条例は、新都市のまちづくりに関する基本的な理念、市民、議会及び行政の役割及び仕組みを明らかにすることにより、市民が主役のまちづくりを推進し、元気で住み続けられ世代のリレーをすることができるまちを協働してつくることを目的とします。

説明

この条例の目的は、新都市が元気で住み続けられ世代のリレーをすることができるまちであるために、市民が自ら行動し、行政や議会と協力しあって、まちづくりを担っていくことです。住みやすいまちをつくるためには、「市民が主役になって」行動することが大切なのです。

そして、「市民が主役のまちづくり」を実現していくには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を明らかにし、市民がまちづくりに関心を持ち、参加できるようにするための仕組みをつくっていくことが重要になってきます。3者の役割、参加の仕組み等については、後の章で定められています。

※「市民が主役のまちづくり」について

前文には「みんなが当事者となってまちづくりをすすめるなくてはなりません」と書いてありますが、議会や行政のみならず、市民全員がまちづくりの主役であるというのが基本的な考え方です。議会や行政は市民に対し、情報を共有できる場を提供し、市民がまちづくりに対し力を発揮できるような仕組みをつくることに努めなければいけません。また、市民にも一人ひとりが自ら進んで行動することが求められています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。
- (2) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 行政 執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。

- (4)まちづくり 住みやすいまちにするため、市民、議会及び行政が行動することをいいます。
- (5)協働 市民同士、または市民、議会及び行政が対等な関係で協力・連携しまちづくりを行うことをいいます。

説明

本条では、この条例の中で用いられることばの意味を定めています。

- (1) 第1号は、「市民」の定義です。

「市民」とは誰のことを指すのかということを定めています。市内に住所を有する「住民」と、市内の企業等で働く人、市内の学校で学んでいる人、市内で活動する人たちも「市民」です。また、企業やNPO 法人といった団体も「市民」として位置付けられています。

- (2) 第2号は、「市」の定義です。

この条例において、「市」とは、地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての新城市を指しています。

- (3) 第3号は、「行政」の定義です。

新城市の執行機関のことを指します。教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会など各種委員会と、市長もここに含まれます。

- (4) 第4号は、「まちづくり」の定義です。

まちづくりとは、わたしたちのまちが、住みやすいまちになるために、各自が行動することです。

- (5) 第5号は、「協働」の定義です。

「協働」とは、より良いまちを築きあげていくために、市民と議会と行政、あるいは市民同士が、お互いを尊重し合いながら、それぞれの果たすべき役割を自覚して、ともに力をあわせることをいいます。

(この条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

説明

「新城市自治基本条例」は、新城市の数多くの条例の中のひとつなのですが、自治に関する基本的事項を総合的に規定するものです。したがって、他の条例、規則、要綱などを制定・改正などする場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めています。

第2章 まちづくりの基本原則

第2章は、まちづくりへの参加と協働に関する基本原則を定めています。

(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- (2) 参加協働の原則 市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有しまちづくりを進めます。

説明

新城市のまちづくりを進めるにあたっての基本原則を明らかにします。

① 市民主役の原則とは

住みよいまちづくりは、市民一人ひとりが行動することが重要です。市民一人ひとりが主役になって住みよいまちをつくるために行動することが、市民主役の原則です。

② 参加協働の原則とは

住みよいまちをつくるためには、市民が市政について積極的に参加できる仕組みを整え、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら、協力してまちづくりを進めるという原則です。

③ 情報共有の原則とは

市民が市政に参加するためには、議会や行政の持っている情報を適切な時期に、正確に、かつ、わかりやすく提供することが必要です。市民は、議会や行政が持っている情報を知り、それを活用することによって自らの暮らしを豊かなものにすることができます。議会や行政は、情報を積極的に分かりやすく適時に市民に提供するよう努め、市民も自分たちが持っている地域の情報等を積極的に提供し、さまざまな活動が互いに有効に機能するように努めます。市民同士、または、市民、議会、行政それぞれが情報を共有するという原則です。

第3章 まちづくりを担う主体

第3章では、まちづくりを担う市民、議会、行政の3者の役割を明らかにします。

第1節 市民等

第1款 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。

2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

(市民の責務)

第6条 市民は、互いに住みやすいまちの実現に努めます。

2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

説明

ここでは、市民がまちづくりに参加する権利と、市政に関する情報を得られる権利が保障されています。市民が市政について理解し、判断する上で、議会や行政から情報を得られることが必要です。また、市民は、議会や行政から提供される情報をただ受けとるだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を要求することもできます。

第6条では、市民の責務を規定しています。市民同士が様々なまちづくり活動についてお互いに理解を深め、認め合い、助け合いながら、みんなが住みやすいまちづくりに努めます。

第2款 多様な担い手によるまちづくり

(子ども)

第7条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

(市民活動団体)

第8条 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する支援を行政から受けることができます。

(協力者)

第9条 市民、議会及び行政は、市民以外の人または団体であってまちづくり

に協力するものに、まちづくりの多様な参加の機会を与えることができます。

説明

人口減少によりまちづくりの担い手不足が心配される中、子どもがまちづくり活動に参加したり、意見を表明することができる仕組みや、市民活動団体が行政から支援を受けそれぞれの活動に安心して取り組めることができる仕組み、また、市民でないけれども、市のためにまちづくりに参加したいという気持ちがある人を受け入れていく仕組みなど、多様な担い手がまちづくりに参加できるような環境をつくっていくことが求められています。

第2節 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。

3 議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、将来を見据えた広い視野をもって、市民全体の福祉の向上を目指して活動します。

3 議員は、市民全体の代表者として、自己の能力を高める不断の研さんに努めます。

説明

地方自治体は、市長も議員もともに、選挙で選ばれた「市民の代表」であるという形をとっています。このうち議会については、市長の市政運営が市民の意思に基づいて行われているかどうかをチェックしたり、重要な事項を議決するという大切な役目があります。

また、議会を構成する議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

第3節 行政

(市長等の責務)

第12条 市長は、中長期的な視点から、市政の目的が最大限に達成されるよう総合的かつ計画的な行政の運営に努めます。

2 行政は、市民の立場で考えて仕事をする職員を育成し、市民サービスの質を向上させます。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

説明

市長は、市民の信託を受けた者として、また市を代表する者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。それとともに、執行機関として市の職員を適切に指揮監督し、市民のために働くという意識を持った職員を育成しなければなりません。

市の職員は、市民の行政という心掛けを持って、知識や技術の向上に努め質の高い市民サービスを提供しなければいけません。また、職員としての責務を果たすだけでなく、同時に市民としても責務を果たすことが求められています。

第4章 参加の仕組み

第4章では、市民がまちづくりに参加する仕組みを定めています。

(参加)

第14条 議会及び行政は、市政に関する計画や政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 議会及び行政は、市民の多様な参加の機会を設けます。

説明

第5条では、「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加する事ができます。」と定めてありますので、議会や行政としても、様々なかたちで市民が市政に参加できるように配慮しなければいけません。参加のかたちは、後に述べる市民まちづくり集会や住民投票といったものだけではなく、市が作成する計画等についても市民の意見を反映させる仕組みがつくられることが望ましいと考えられます。

第1節 市域全体に係る仕組み

(市民まちづくり集会)

第15条 市長は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が一堂に会し、ともに力を合わせてより良い地域を創造するため意見交換を通じて情報と意識の共有を図る市民まちづくり集会を開催します。

2 市長は、住民投票を実施する前に臨時市民まちづくり集会を開催します。

説明

この条例では、市民、議会、行政が協働し、情報を共有しながらまちづくりを進めていくことが基本的な原則となっています。市民まちづくり集会はこの3者が一堂に会し、話し合いを通じてお互いの情報を共有し、「気づきの場」となる機会を与えるものとして位置づけられています。市民まちづくり集会の運営については、多様な意見が出される場となるよう配慮されるものです。

市民まちづくり集会は定期的に行われるものですが、住民投票を実施する場合には、市長は、事前に臨時市民まちづくり集会を開催します。

(住民投票)

第16条 年齢20歳以上の日本国籍を有する住民は、市政に係る重要事項に

ついて、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の請求があったときは、原則として住民投票の実施を拒否することができないものとします。

3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政に係る重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができます。

4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。

5 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

6 住民投票の実施に関し必要な事項は、別の条例で定めます。

説明

住民投票制度は、市や住民にとって重要だと思われる政策課題等について、直接、住民にその賛否を問うものです。この条例では、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、住民投票を行うことができると定めています。住民投票が実施される要件は以下の通りです。

- ① 年齢が20歳以上の日本国籍を有する住民のうち、3分の1以上の署名が集まったとき
- ② 市長自らによる発議
- ③ 議会の請求

住民投票の結果は、市長や議会を拘束するものではありませんが、尊重すべきものであると定められています。なお、詳細な発議要件、投票の資格要件、住民投票を実施するための手続きや必要な事項については、別途、住民投票に関する条例において定めることとしています。

第2節 地域自治に関する仕組み

(地域自治区の設置)

第17条 市は、地域内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

説明

地域事情を踏まえた施策を適切なきに提供するには、一番地域をよく知っている実際に暮らしている人の意見が重要です。そのためには、市長権限の一部を地域へ移し、現場で解決する仕組みが必要です。地域の特色を活かした地

域ごとの市民意見を市政に反映し、身近な地域課題を素早く解決する仕組みが地域自治区制度です。

(地域活動組織)

第18条 市民は、地域社会の一員として、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための地域活動組織の役割について理解を深め、協力するとともに、地域活動組織への加入に努めます。

2 市民は、地域活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとします。

説明

地域活動組織とは、主に近隣住民によって構成される行政区等の組織を想定しています。また、地域活動とは、地域を住みやすいものにするため行動することであり、一人ひとりがその意義をよく理解する必要があります。したがって、市民は積極的に地域活動組織へ加入し、お互いの活動を尊重し助け合いながら、それぞれの地域において自分の持てる力を発揮し意欲的な活動に努めるものとします。

第5章 市政運営

第5章は、市政運営についての原則を定めています。

（市政運営）

第19条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

（市民の要望の取扱い）

第20条 行政は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

（説明責任）

第21条 市長は、市民に対し、市政の状況を分かりやすく説明する責任を有します。

2 市長は、前項の説明に対する市民の質問に対し、分かりやすく回答する責任を有します。

（情報）

第22条 市長は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 市長は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

3 市長は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

（行政の組織）

第23条 行政の組織については、市政の課題に的確に対応できるよう常に見直しに努めます。

説明

市長は、市民からの信託を受けた「市民の代表」であり、市政全体を管理する立場です。したがって、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりませんし、市民に対し情報を公開し、市政の状況を分かりやすく説明する責任があります。これは、市長の補助機関である市の職員についても同様のことが言えます。市民の要望や意見に対し、速やかにかつ分かりやすく説明することが求められています。また、職員含む行政の組織については、どのような組織体制が市民にとって有益で、素早い対応が取れるかということ念頭に、常にその組織の見直しを行うよう努めなければならないものとします。

(総合計画等)

第24条 市長は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

2 市長は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

(財政運営)

第25条 市長は、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、財政運営を行います。

2 市長は、市の財産を適正に管理し、効率的及び効果的な運用に努めます。

3 市長は、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

説明

総合計画は、市政を総合的、計画的に運営するための将来像を示すものです。市のすべての事業は総合計画にのっとって行われるもので、市長は、この重要な計画については、市民参加のもとで策定されるように努めなければいけません。また、市長は、健全な財政運営に努めなければなりません。市の財政は、市民の税金等によって支えられていることから、財政状況についてはわかりやすく公表され、適正に執行される必要があります。

第6章 実効性の確保

第6章は、この条例が施行された後も、新城市にとってふさわしいものであるか定期的に検証することを定めています。

(市民自治会議の設置等)

第26条 市長は、この条例の実効性を確保し、まちづくりを推進するため、市民自治会議を設置します。

2 市長は、この条例に関することについて、市民自治会議に諮問することができます。

3 前各項に掲げるもののほか、市民自治会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第27条 市長は、5年を超えない期間ごとに、必要な場合は改正等の措置を講じます。

説明

新城市自治基本条例は、自治を実現する仕組みについて定めるものですが、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、条例がその時点において、本当に新城市の実情にふさわしい条例であるか、定期的に点検をしていく必要があります。元気で住み続けられ世代のリレーをすることができるまちであるために、この条例が将来にわたって、協働のまちづくりを支えていく条例であるように育てていく仕組みが必要です。

第26条に規定される市民自治会議により、5年を超えない期間ごとに、条例の見直し等について検討されることとなります。この自治基本条例は、公募の市民委員が中心となって長い年月をかけて議論を重ね、手作りで条例案を策定してきたという経緯がありますので、それらを踏まえ、「改正等の措置を講じる」に当たっても、「協働」のもとで行われることが最も望ましい姿であると考えられます。したがって、市民自治会議の構成や運営に関しては多様な意見が取り入れられるものにしなければなりません。